

一般社団法人日本配電制御システム工業会

東北支部運営規則

2019年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本配電制御システム工業会（以下「本部」という）定款第50条第2項に基づき東北支部の組織及び運営についての事項を定める。

(名称)

第2条 本会は、一般社団法人日本配電制御システム工業会東北支部（以下「支部」という）

第2章 事業

(事業及び目的)

第3条 支部はその地域に存する会員の相互協力により、定款3条の目的達成の為、定款第4条で定める事業を行う。

- 2 支部の事業の執行については支部理事会の決議により支部理事の内から選任された者（以下「支部長」という）が管理する。

第3章 支部会員

(支部会員)

第4条 支部会員とは以下の者をいう。

(1) 支部会員は次の法人をいう。

- A 支部の管轄地域に本社が所在し配電制御システムの製造を営む法人をいう。
- B 他の管轄区域に本社がある正会員の支店、支社、営業所等。

(2) 支部賛助会員は、支部の事業に協力しようとする次の法人をいう。

- A 支部の管轄区域に本社が所在し、本部に所属する賛助会員。
- B 他の管轄区域に本社があり本部に所属する賛助会員の支店、支社営業所等。
- C その他支部事業に協力しようとする者。

(入会)

第5条 支部に入会しようとするものは、入会申込書を支部長に提出する。

- 2 支部長は入会申込書に基づき支部理事会の承諾を得て、その諾否について本部会長に通知する。

(退会)

第6条 支部会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本部正会員の資格を喪失したとき。
- (2) 退会の意思表示をしたとき。
- (3) 支部会費を滞納したとき。
- (4) 支部の名誉を棄損し、又は本部の定款等に規定する会員としての義務の履行を怠ったとき。

2 退会については、支部理事会の承認を経てその結果を書面にて理由を付し本部長に通知する。

(支部会費)

第7条 支部会員の支部会費については別に定める。

第4章 支部長等

(支部長等)

第8条 支部には次の支部長等を置く。

支部長1名・副支部長2名・支部理事 若干名・監事2名

(選任等)

第9条 支部長は支部理事の内から支部理事会において推薦された候補者を本部の理事会において選任する。

- 2 副支部長、支部理事及び監事は支部会員の内から支部総会において選任する。
- 3 支部長、副支部長及び支部理事は監事を兼ねる事ができない。

(職務)

第10条 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故がある時、又は欠けた時はその職務を代行する。
- 3 監事はその支部について本部定款第24条に定める監査の業務に準じて行う。

(任期)

第11条 支部長等の任期は選任後2年以内に終了する最終事業年度の定時支部総会終結の時までとする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠就任については本部定款第25条を準用する。

(解任)

第12条 解任については本部定款第26条を準用する。

(報酬)

第13条 支部長等は無報酬とする。

第5章 支部総会及び支部理事会

(支部総会)

第14条 支部総会は支部（正）会員をもって組織する。

- 2 支部総会は定時支部総会と臨時支部総会とする。
- 3 支部総会の議長は支部長がこれにあたる。

(支部総会の招集)

第15条 支部長は原則として毎事業年度終了後50日以内に定時支部総会を招集する。又、必要に応じて臨時支部総会を招集する。

第16条 支部総会に於ける議決権は正会員1名につき1票とする。

第17条 支部総会の決議は支部正会員の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

(支部理事会)

第18条 支部理事会は支部長、副支部長、支部理事、監事をもって組織とする。

- 2 支部理事会の議長は支部長がこれにあたる。
- 3 支部理事会の職務は本規則第3条の定める事項のほか支部長から諮問された事項を決議する。

(支部理事会の招集)

第19条 支部長は必要に応じ支部理事会を招集する。

(支部理事会の決議)

第20条 支部理事会の決議は支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 支部長は支部理事会の承認を経て支部事業の遂行に必要な委員会・研究会を設けることが出来る。

(議事録)

第21条 支部総会は議事録を作成し、議長及び出席者の代表1名以上が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第22条 支部の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 本部からの交付金
 - (2) 支部会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) その他の収入
- 2 支部の資産は支部長が管理する。

(経費の支弁)

第 23 条 支部に必要な経費は支部の資産をもって支弁する。

(支部の事業計画、及び予算)

第 24 条 支部の事業計画案及び予算案は毎年 3 月の本部から指定された時期までに支部理事会の承認を経て本部会長に報告しなければならない。

(支部の事業報告及び決算)

第 25 条 支部の事業報告及び決算は支部監事の監査を経た上で毎事業年度終了後、原則として 50 日以内に定時支部総会の決議を経て本部会長に報告をしなければならない。

第 7 章 支部事務局

(支部事務局)

第 26 条 支部に事務処理を行う為、事務局を置く。

- 2 支部事務局に支部職員を若干名置く事が出来る。
- 3 支部職員は有給とし支部理事会の承認を経て支部長が任命する。
- 4 支部事務局に必要な事項は支部理事会の承認を経て支部長が決める。

第 8 章 支部の廃止

第 27 条 支部の廃止は支部長が支部総会の決議により行うものとする。

- 2 支部の廃止は前項の報告を受けて本部理事会の決議により行うものとする。

第 9 章 規則の変更

(規則の変更)

第 28 条 この規則の改廃は支部総会で行い本部会長に報告しなければならない。

附則

この規則は 2019 年 4 月 1 日から施行する。